

平成21年第1回埼玉県後期高齢者
医療広域連合議会定例会 議案

平成21年2月20日開会

議案目次

| | |
|-------|--|
| 議案第1号 | 埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・・・ 1 |
| 議案第2号 | 埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・・・ 3 |
| 議案第3号 | 埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・・・ 6 |
| 議案第4号 | 平成20年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）・・・・・・・・・・ 別冊 |
| 議案第5号 | 平成20年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）・・・・・・・・・・ 別冊 |
| 議案第6号 | 平成21年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算・・・ 別冊 |
| 議案第7号 | 平成21年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算・・・・・・・・・・ 別冊 |

議 案 第 1 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年
広域連合条例第6号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成21年2月20日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 須 田 健 治

提 案 理 由

人事院規則の一部改正に伴い、休息時間を廃止するとともに、規定の整備をするため、埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の
一部を改正する条例

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年
広域連合条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条中「6時間を超える場合においては」の次に「少なくとも」を、「8時間を超
える場合においては」の次に「少なくとも」を加える。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

第9条第2項中「第17条」を「第16条」に改め、同条を第8条とする。

第10条第2項中「第8条」を「第7条」に改め、同条第3項中「第17条」を
「第16条」に改め、同条を第9条とし、第11条から第20条までを1条ずつ繰り
上げる。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

議 案 第 2 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の
一部を改正する条例の制定について

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例（平成20年
広域連合条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成21年2月20日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 須 田 健 治

提 案 理 由

後期高齢者医療制度のより円滑な運営を図るため、埼玉県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条
第1項第1号の規定により、この案を提出する。

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の
一部を改正する条例

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例（平成20年
広域連合条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「埼玉県後期高齢者医療広域連合」の次に「（以下「広域連合」とい
う。）」を、「高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金」の次に「及び高齢者医療制
度円滑運営臨時特例交付金」を加える。

第4条中「一般会計歳入歳出予算」を「後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予
算」に改める。

第6条第1号中「平成20年度」の次に「及び平成21年度」を加え、「埼玉県後
期高齢者医療広域連合」を「広域連合」に改め、「及び第2項」の次に「並びに第1
11条」を加え、同条に次の3号を加える。

- (3) 広域連合が事業計画を策定し、広域連合及び市町村（広域連合を組織する市
町村をいう。以下同じ。）が実施する後期高齢者医療制度に関する説明会の開催
並びに周知及び広報のための経費の財源に充てる場合
- (4) 広域連合が事業計画を策定し、広域連合及び市町村において後期高齢者医療
制度に関するきめ細やかな相談を実施するための体制整備を講ずるための経費の
財源に充てる場合
- (5) 平成21年度における埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関す
る条例（平成19年広域連合条例第24号。以下「条例」という。）第14条第
1項第1号の規定による減額の対象となる被保険者及びその属する世帯の他の被
保険者が当該年度の賦課期日において、高齢者の医療の確保に関する法律施行令
（平成19年政令第318号）第15条第1項第4号に規定する各種所得の金額
及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない世帯に属するときに広域連
合が行う被保険者均等割額の減額（前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫
負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第10条第1項に規
定する額を除く。）並びに条例第6条に規定する基礎控除後の総所得金額等が5
8万円を超えない被保険者であるときに広域連合が行う所得割額の減額のための

財源に充てる場合

附則第2条中「、平成22年3月31日」を「、平成23年3月31日」に、「一般会計歳入歳出予算」を「後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 3 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第24号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成21年2月20日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 須 田 健 治

提 案 理 由

所得の少ない被保険者及び被用者保険の被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課額の軽減を実施するため、埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条中「被保険者均等割額」を「所得割額又は被保険者均等割額」に改める。

第14条第1項第1号の次に次の1号を加える。

(1)の2 当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額の対象となる被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が施行令第15条第1項第4号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない世帯に属する被保険者 前号に定める額に当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額を加えて得た額

第14条第1項第2号中「前号」を「前2号」に改め、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 保険料の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者に対して課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に2分の1を乗じて得た額を控除して得た額とする。

第15条第1項中「前条第1項第1号及び第2号」を「前条第1項第1号、第1号の2、第2号及び第4号」に改める。

附則第7条中「若しくは附則第12条」とし、同条中「被保険者均等割額」とあるのは、「被保険者均等割額又は所得割額」を「、附則第12条若しくは附則第13条」に改める。

附則第10条第1項中「以下の」を「を超えない」に改める。

附則に次の1条を加える。

（平成21年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例）

第13条 平成21年度において、被扶養者であった被保険者に対して課する被保険者均等割額は、第14条及び第15条の規定にかかわらず、当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に10分の9を乗じて得た額を控

除した額とする。

- 2 平成21年度において、賦課期日後に被保険者の資格を取得又は喪失した被扶養者であった被保険者に対して課する被保険者均等割額は、第14条及び第15条の規定にかかわらず、前項の規定により算定した被保険者均等割額について第13条の規定により月割をもって算定した額とする。
- 3 前2項の規定により算定した額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。